

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年8月13日

【四半期会計期間】 第91期第1四半期(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

【会社名】 中部電力株式会社

【英訳名】 Chubu Electric Power Company, Incorporated

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 水野明久

【本店の所在の場所】 名古屋市東区東新町1番地

【電話番号】 052(951)8211(代)

【事務連絡者氏名】 経理部決算グループ長 富田章二

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区内幸町二丁目2番1号
(日本プレスセンタービル内)

【電話番号】 03(3501)5101(代)

【事務連絡者氏名】 東京支社課長 岡田博生

【縦覧に供する場所】 中部電力株式会社 静岡支店
(静岡市葵区本通二丁目4番地の1)

中部電力株式会社 三重支店
(津市丸之内2番21号)

中部電力株式会社 岐阜支店
(岐阜市美江寺町二丁目5番地)

中部電力株式会社 長野支店
(長野市柳町18番地)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第90期 第 1 四半期 連結累計期間	第91期 第 1 四半期 連結累計期間	第90期
会計期間	自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 6 月30日	自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年 6 月30日	自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日
売上高(営業収益) (百万円)	623,305	723,179	2,842,186
経常利益又は経常損失() (百万円)	46,311	15,097	92,627
四半期純利益又は 四半期(当期)純損失() (百万円)	29,573	11,917	65,327
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	9,900	10,034	33,975
純資産額 (百万円)	1,461,995	1,442,477	1,437,171
総資産額 (百万円)	5,766,291	5,721,287	5,782,180
1株当たり四半期純利益金額 又は四半期(当期)純損失金額() (円)	39.03	15.73	86.23
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	24.7	24.6	24.2

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。
- 2 売上高には、消費税等は含まれていない。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社に異動はない。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について、当四半期報告書の提出日までにおいて、重要な変更はない。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項なし

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

	前第1四半期 連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期 連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)	増 減	
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)	増減率(%)
営業収益				
電気事業	5,712	6,552	839	14.7
その他事業	520	679	158	30.6
計(売上高)	6,233	7,231	998	16.0
営業損益				
電気事業	369	220	590	-
その他事業	0	21	21	-
計	369	242	611	-
経常損益	463	150	614	-
四半期純損益	295	119	414	-

当第1四半期連結累計期間のわが国経済は、消費税率引上げ前の駆け込み需要の反動により、個人消費や生産に弱い動きがみられたものの、雇用・所得環境が改善し、設備投資が増加するなど、回復基調で推移した。

当社においては、浜岡原子力発電所全号機の運転停止により、電力の安定供給や燃料調達への対応など事業運営全般にわたり極めて厳しい状況が継続した。

当社は、最大の使命である安全で安定的な電力供給を継続するために、昨年10月に経済産業大臣に電気料金の値上げを申請し、本年4月に認可された。

このような中、当第1四半期連結累計期間の収支の状況については、収益面では、電気事業において電気料金の値上げや燃料費調整額などにより電灯電力料が増加したことや再エネ特措法交付金が増加したことに加え、その他事業においてもエネルギー事業の売上が増加したことなどから、売上高は、前第1四半期連結累計期間に比べ998億円増加し7,231億円、経常収益は、前第1四半期連結累計期間に比べ990億円増加し7,265億円となった。

一方、費用面では、電気事業において、円安などによる燃料価格の上昇などにより燃料費が増加したことに加え、再生可能エネルギーの買取費用が増加したことなどから、経常費用は、前第1四半期連結累計期間に比べ376億円増加し7,114億円となった。

以上により、経常損益は、前第1四半期連結累計期間に比べ614億円改善し150億円の経常利益、四半期純損益は、前第1四半期連結累計期間に比べ414億円改善し119億円の四半期純利益となった。

事業別の業績については、次のとおりである。

電気事業

販売電力量は、機械の生産増はあるが、6月中旬の気温が前年に比べ低めに推移したことによる冷房設備の稼働減などから、前第1四半期連結累計期間に比べ1億kWh減少し292億kWhとなった。

[特定規模需要以外（規制対象需要）]

電灯需要は、6月中旬の気温が前年に比べ低めに推移したことによる冷房設備の稼働減などから2億kWh減少し74億kWhとなった。

電力需要は、契約電力の減少や気温影響による冷房設備の稼働減などから0億kWh減少し13億kWhとなった。

[特定規模需要（自由化対象需要）]

業務用は、気温影響による冷房設備の稼働減などから0億kWh減少し50億kWhとなった。

産業用は、機械の生産増などから1億kWh増加し155億kWhとなった。

これに対して供給面では、浜岡原子力発電所全号機が運転を停止している中、水力発電量は、湯水（出水率 当第1四半期連結累計期間:87.8%，前第1四半期連結累計期間:83.0%）ではあったが、前第1四半期連結累計期間に比べ2億kWh増加し23億kWhとなった。

また、融通・他社受電量は、前第1四半期連結累計期間に比べ8億kWh減少し17億kWhとなった。

この結果、火力発電量は、前第1四半期連結累計期間に比べ3億kWh増加し273億kWhとなった。

電気事業における収支の状況については、売上高（電気事業営業収益）は、電気料金の値上げや燃料費調整額などにより電灯電力料が増加したことや再エネ特措法交付金が増加したことなどから、前第1四半期連結累計期間に比べ839億円増加し6,552億円となった。

営業費用は、円安などによる燃料価格の上昇などにより燃料費が増加したことに加え、再生可能エネルギーの買取費用が増加したことなどから、前第1四半期連結累計期間に比べ249億円増加し6,331億円となった。

この結果、営業損益は、前第1四半期連結累計期間に比べ590億円改善し220億円の営業利益となった。

その他事業

その他事業における収支の状況については、売上高（その他事業営業収益）は、エネルギー事業の売上が増加したことなどから、前第1四半期連結累計期間に比べ158億円増加し679億円となった。

営業費用は、前第1四半期連結累計期間に比べ137億円増加し657億円となった。

この結果、営業損益は、前第1四半期連結累計期間に比べ21億円改善し21億円の営業利益となった。

その他事業のセグメント別の売上高は以下のとおりである。

〔エネルギー事業〕

ガスの販売数量の増加や収入単価の上昇などから、前第1四半期連結累計期間に比べ117億円増加し281億円となった。

〔その他〕

平成25年10月にダイヤモンドパワー株式会社を連結子会社化したことなどから、前第1四半期連結累計期間に比べ41億円増加し397億円となった。

（参考）セグメント別売上高

	前第1四半期 連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期 連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)	増 減	
	金額（億円）	金額（億円）	金額（億円）	増減率（％）
連 結	6,233	7,231	998	16.0
電気事業	5,712	6,552	839	14.7
その他事業	520	679	158	30.6
（エネルギー事業）	(163)	(281)	(117)	(71.7)
（その他）	(356)	(397)	(41)	(11.7)

（注）外部売上高を表示している。

（注）上記金額には、消費税等は含まれていない。

(2) 財政状態

総資産は、減価償却の進行などにより固定資産が減少したことや、短期投資などの流動資産が減少したことから、前連結会計年度末に比べ608億円減少し5兆7,212億円となった。

純資産については、四半期純利益などにより、前連結会計年度末に比べ53億円増加し1兆4,424億円となった。

この結果、自己資本比率は、前連結会計年度末から0.4ポイント向上し24.6%となった。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、事業上及び財務上の対処すべき課題について、重要な変更はない。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における当社グループ全体としての研究開発費の総額は、1,695百万円である。

(注)上記金額には、内部取引を考慮していない。

(5) 生産、受注及び販売の実績

当社グループの主たる事業である電気事業は、販売電力量が景気動向等の影響を受けることや、夏季と冬季に高い水準となる傾向にあり、四半期ごとの業績に変動が生じることがあるため、電気事業における生産、受注及び販売の実績を記載している。

需給実績

種別		当第1四半期 連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)	対前年同四半期 増減率(%)	
発電電力量 (百万kWh)	自社	水力発電電力量	2,281	7.2
		火力発電電力量	27,239	1.0
		原子力発電電力量	-	-
		新エネルギー 発電電力量	(30) 12	(34.7) 5.7
	融通・他社受電電力量	1,715	30.8	
	揚水発電所の揚水用電力量	166	26.0	
	合計	31,081	0.9	
損失電力量(百万kWh)		1,923	8.2	
販売電力量(百万kWh)		29,158	0.4	
出水率(%)		87.8	-	

(注) 1 火力は、汽力と内燃力の合計である。

2 新エネルギー発電電力量の()内は、バイオマスの火力混焼による発電電力量を再掲している。

3 融通・他社受電電力量は、受電電力量から送電電力量を控除した電力量を記載している。

4 揚水発電所の揚水用電力量とは、貯水池運営のための揚水用に使用する電力である。

5 出水率は、昭和58年度から平成24年度までの第1四半期連結累計期間の30年平均に対する比である。

販売実績

ア 契約高

種別		平成26年6月30日現在	対前年同四半期 増減率(%)
需要家数 (契約口数)	電灯	9,514,536	0.9
	電力	1,084,244	2.3
	計	10,598,780	0.6
契約電力 (kW数)	電灯	36,679,104	1.7
	電力	7,614,088	1.8
	計	44,293,192	1.1

(注)上記数値には、特定規模需要は含まない。

イ 販売電力量及び料金収入

種別		当第1四半期 連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	対前年同四半期 増減率(%)	
販売電力量 (百万kWh)	特定規模 需要 以外	電灯	7,427	2.4
		電力	1,253	3.1
		小計	8,680	2.5
	特定規模 需要	業務用	4,980	0.8
		産業用他	15,498	1.0
		小計	20,478	0.6
計	29,158	0.4		
料金収入 (百万円)	電灯	187,166	5.0	
	電力	406,644	15.2	
	計	593,810	11.8	

(注) 1 料金収入における電力には、特定規模需要を含む。

2 料金収入には、消費税等は含まれていない。

ウ 産業別（大口電力）需要実績

種別		当第1四半期 連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)	対前年同四半期 増減率(%)		
販売電力量 (百万kWh)	鉱業	10	8.3		
	鉱工業	製造業	食料品製造業	684	0.0
			繊維工業	222	6.1
			パルプ・紙・紙加工品製造業	371	6.3
			化学工業	650	6.3
			石油製品・石炭製品製造業	43	12.3
			ゴム製品製造業	168	0.0
			窯業・土石製品製造業	597	0.9
			鉄鋼業	1,683	3.1
			非鉄金属製造業	336	4.5
			機械器具製造業	5,213	2.9
			その他	1,320	1.7
	計	11,287	1.5		
	計	11,297	1.5		
	その他	鉄道業	619	0.3	
その他		750	5.0		
計		1,369	3.0		
合計		12,666	1.0		

電気料金

ア 電気料金の変更

当社は、平成25年10月29日、経済産業大臣に対して、平成26年4月1日を実施日とする電気料金の値上げの認可申請を行った。当該申請については、国の査定方針にもとづき経済産業省より申請内容の修正指示を受け、修正を反映した内容で平成26年5月1日を実施日として認可を受けた。（平成26年4月18日認可。）これを受けて、選択約款についても認可原価にもとづき電気料金の値上げのための変更届出を行った。

また、消費税法及び地方税法の改正により平成26年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに伴い、平成26年2月28日、経済産業大臣に電気供給約款及び選択約款の変更届出を行い、平成26年4月1日から値上げ実施までの間、当該税率の引き上げ分を反映した電気料金を適用した。

以上の結果、主要契約種別に対して適用される電気料金は、次表のとおりである。

電気料金表

電気供給約款及び選択約款（平成20年4月1日より平成26年3月31日まで）

(ア) 電気供給約款

(消費税等込み早収料金)

料金種別		単位		単価(円)		
定額電灯	需要家料金	1 契約	1 か月につき	52.50		
	電灯料金	20Wまで	1 灯	1 か月につき	105.42	
		20W超過 40Wまで		"	173.04	
		40W " 60W "		"	240.66	
		60W " 100W "		"	375.90	
		100W " 100Wまでごとに		"	375.90	
	小型機器料金	50VAまで	1 機器	1 か月につき	181.65	
50VA超過 100VAまで			"	285.60		
100VA " 100VAまでごとに			"	285.60		
従量電灯	A	最低料金	1 か月	最初の 8 kWhまで	222.60	
		電力量料金	上記超過	1 kWhにつき	17.05	
	B	基本料金	10A	1 契約	1 か月につき	273.00
			15A		"	409.50
			20A		"	546.00
			30A		"	819.00
			40A		"	1,092.00
			50A		"	1,365.00
			60A		"	1,638.00
	電力量料金	最初の120kWhまで	1 kWhにつき		17.05	
		120kWh超過300kWhまで	"		21.09	
		300kWh超過	"		22.52	
		最低月額料金	1 契約	1 か月につき	222.60	
C	基本料金	1 kVA	1 か月につき	273.00		
	電力量料金	最初の120kWhまで	1 kWhにつき	17.05		
		120kWh超過300kWhまで	"	21.09		
		300kWh超過	"	22.52		

(消費税等込み早収料金)

料金種別		単位	単価(円)	
公衆街路灯	需要家料金	1 契約 1 か月につき	47.25	
	電灯料金	20Wまで	1 灯 1 か月につき	97.02
		20W超過 40Wまで	"	159.39
		40W " 60W "	"	221.76
		60W " 100W "	"	346.50
		100W " 100Wまでごとに	"	346.50
	小型機器料金	50VAまで	1 機器 1 か月につき	163.80
		50VA超過 100VAまで	"	257.25
		100VA " 100VAまでごとに	"	257.25
	B	基本料金	1 kVA 1 か月につき	246.75
電力量料金		1 kWhにつき	15.50	
最低月額料金		1 契約 1 か月につき	200.55	
低圧電力	基本料金	1 kW 1 か月につき	1,092.00	
	電力量料金	1 kWhにつき	夏季 12.27	
		その他季	11.16	

- (注) 1 上記料金のほか、臨時電灯、臨時電力、農事用電力がある。
 2 遅収料金は、早収料金を3パーセント割増ししたものとする。
 3 単位欄の「夏季」とは、毎年7月1日から9月30日までの期間をいい、「その他季」とは、毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいう。

(イ) 選択約款

a 時間帯別電灯

(消費税等込み早収料金)

料金種別		単位	単価(円)
基本料金	契約容量が6kVA以下の場合	1 契約 1 か月につき	1,260.00
	契約容量が6kVA超過の場合 最初の10kVAまで 10kVA超過分より	1 契約 1 か月につき 1 kVAにつき	1,890.00 273.00
電力量料金	昼間時間	最初の90kWhまで	1 kWhにつき 20.70
	夜間時間	90kWh超過230kWhまで	" 25.55
		230kWh超過	" 27.33
5時間通電機器割引額		総容量 1 kVAにつき	231.00
通電制御型蓄熱式機器割引額		"	178.50
最低月額料金		1 契約 1 か月につき	315.00

b 3時間帯別電灯

(消費税等込み早収料金)

料金種別		単位		単価(円)
基本料金	契約容量が6kVA以下の場合	1契約	1か月につき	1,470.00
	契約容量が6kVA超過の場合 最初の10kVAまで	1契約	1か月につき	2,100.00
	10kVA超過分より	1kVAにつき		273.00
電力量料金	昼間時間	1kWhにつき		31.43
	軽負荷時間	"		21.23
	夜間時間	"		9.33
5時間通電機器割引額		総容量	1kVAにつき	231.00
通電制御型蓄熱式機器割引額		"		178.50
全電化住宅割引率(%)		1契約	1か月につき	5
全電化住宅割引上限額		"		2,100.00
最低月額料金		"		315.00

c 低圧季節別時間帯別電力

(消費税等込み早収料金)

料金種別		単位		単価(円)
基本料金	最初の3kWまで	1契約	1か月につき	3,465.00
	3kW超過分より	1kWにつき		1,092.00
電力量料金	昼間時間	1kWhにつき	夏季	12.95
			その他季	11.77
	夜間時間	1kWhにつき		9.33

d 低圧高利用契約

(消費税等込み早収料金)

料金種別		単位		単価(円)
基本料金		1kW	1か月につき	1,307.25
電力量料金		1kWhにつき	夏季	14.79
			その他季	13.45

e 低圧深夜電力

(消費税等込み早収料金)

料金種別		単位		単価(円)
A	定額料金	1契約	1か月につき	1,105.65
B	基本料金	1kW	1か月につき	294.00
	電力量料金	1kWhにつき		9.33
	通電制御型夜間蓄熱式機器割引額			低圧深夜電力Bで算定された金額の15%

f 第2 深夜電力

(消費税等込み早収料金)

料金種別	単位	単価(円)
基本料金	1 kW 1 か月につき	189.00
電力量料金	1 kWhにつき	8.16

g 沸増型電気温水器契約

(消費税等込み早収料金)

料金種別	単位	単価(円)	
基本料金	1 kVA 1 か月につき	367.50	
電力量料金	沸増時間	1 kWhにつき	21.23
	夜間時間	"	9.33
夜間時間通電制御型電気温水器割引額	総容量	1 kVAにつき	178.50
最低月額料金	1 契約	1 か月につき	315.00

h 融雪用電力

(消費税等込み早収料金)

料金種別	単位	単価(円)	
基本料金	最初の3月まで	1 kW 1 か月につき	2,010.75
	3月超過分より	"	561.75
電力量料金	1 kWhにつき	10.97	

- (注) 1 上記 a ~ h の料金のほか、口座振替初回引落とし割引、低圧蓄熱調整契約がある。
2 遅収料金は、早収料金を3パーセント割増ししたものとする。
3 単位欄の「夏季」とは、毎年7月1日から9月30日までの期間をいい、「その他季」とは、毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいう。

(ウ) 燃料費調整()

()平成21年4月の制度変更以降の仕組みを記載。

a 燃料費調整単価

平均燃料価格が29,500円 / kl を下回る場合	燃料費調整単価 = $\frac{\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}}{1,000}$	bの基準単価
平均燃料価格が29,500円 / kl を上回り、かつ44,300円 / kl 以下の場合	燃料費調整単価 = $\frac{\text{平均燃料価格} - 29,500}{1,000}$	bの基準単価
平均燃料価格が44,300円 / kl を上回る場合	燃料費調整単価 = $\frac{\text{平均燃料価格} - 44,300}{1,000}$	bの基準単価

b 基準単価

(a) 定額制供給の場合

(消費税等込み)

料金種別			単位		基準単価(円)
定額電灯・公衆街路灯A	電灯	20Wまで	1灯	1か月につき	1.460
		20W超過 40Wまで		"	2.920
		40W " 60W "		"	4.380
		60W " 100W "		"	7.300
		100W " 100Wまでごとに		"	7.300
小型機器	A	50VAまで	1機器	1か月につき	2.181
		50VA超過 100VAまで		"	4.361
		100VA " 100VAまでごとに		"	4.361
低圧深夜電力A			1契約	1か月につき	18.795

(b) 従量制供給の場合

(消費税等込み)

料金種別	単位	基準単価(円)
主な契約種別		
(電気供給約款) 従量電灯, 公衆街路灯B, 低圧電力 (選択約款) 時間帯別電灯, 3時間帯別電灯, 低圧季節別時間帯別電力, 低圧高利用契約, 低圧深夜電力B, 第2深夜電力, 沸増型電気温水器契約, 融雪用電力	1kWhにつき	0.188

c 燃料費調整の適用時期

平均燃料価格の算定対象期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は, 翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

なお、平成25年度の燃料費調整単価の実績は、下記のとおりである。

(a) 定額制供給の場合

(消費税等込み)

料金種別			単位	燃料費調整単価(円)												
				平成25年									平成26年			
				4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	
定額電灯・公衆街路灯A	電灯	20Wまで	1灯 1か月に つき	10.95	14.75	17.81	20.00	21.17	21.61	21.61	20.73	19.42	17.96	18.10	20.00	
		20W超過 40Wまで	"	21.90	29.49	35.62	40.00	42.34	43.22	43.22	41.46	38.84	35.92	36.21	40.00	
		40W超過 60Wまで	"	32.85	44.24	53.44	60.01	63.51	64.82	64.82	62.20	58.25	53.87	54.31	60.01	
		60W超過 100Wまで	"	54.75	73.73	89.06	100.01	105.85	108.04	108.04	103.66	97.09	89.79	90.52	100.01	
		100W超過 100Wまで ごとに	"	54.75	73.73	89.06	100.01	105.85	108.04	108.04	103.66	97.09	89.79	90.52	100.01	
	小型機器	50VAまで	1機器 1か月に つき	16.36	22.03	26.61	29.88	31.62	32.28	32.28	30.97	29.01	26.83	27.04	29.88	
		50VA超過 100VAまで	"	32.71	44.05	53.20	59.75	63.23	64.54	64.54	61.93	58.00	53.64	54.08	59.75	
		100VA超過 100VAまで ごとに	"	32.71	44.05	53.20	59.75	63.23	64.54	64.54	61.93	58.00	53.64	54.08	59.75	
	低圧深夜電力A			1契約 1か月に つき	140.96	189.83	229.30	257.49	272.53	278.17	278.17	266.89	249.97	231.18	233.06	257.49

(b) 従量制供給の場合

(消費税等込み)

料金種別		単位	燃料費調整単価(円)												
			平成25年									平成26年			
			4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	
主な契約種別															
(電気供給約款) 従量電灯, 公衆街路灯B, 低圧電力 (選択約款) 時間帯別電灯, 3時間帯別電灯, 低圧季節別時間帯別電力, 低圧高利用契約, 低圧深夜電力B, 第2深夜電力, 沸増型電気温水器契約, 融雪用電力		1 kWhにつき	1.41	1.90	2.29	2.58	2.73	2.78	2.78	2.67	2.50	2.31	2.33	2.58	

電気供給約款及び選択約款（平成26年4月1日より平成26年4月30日まで（ ））

(ア) 電気供給約款

(消費税等込み早収料金)

料金種別		単位	単価（円）		
定額電灯	需要家料金	1 契約 1 か月につき	54.00		
	電灯料金	20Wまで	1 灯 1 か月につき	108.43	
		20W超過 40Wまで	"	177.98	
		40W " 60W "	"	247.54	
		60W " 100W "	"	386.64	
		100W " 100Wまでごとに	"	386.64	
	小型機器料金	50VAまで	1 機器 1 か月につき	186.84	
50VA超過 100VAまで		"	293.76		
100VA " 100VAまでごとに		"	293.76		
従量電灯	A	最低料金	1 か月 最初の8 kWhまで	228.96	
		電力量料金	上記超過 1 kWhにつき	17.54	
	B	基本料金	10A	1 契約 1 か月につき	280.80
			15A	"	421.20
			20A	"	561.60
			30A	"	842.40
			40A	"	1,123.20
			50A	"	1,404.00
			60A	"	1,684.80
	電力量料金	最初の120kWhまで	1 kWhにつき	17.54	
		120kWh超過300kWhまで	"	21.70	
		300kWh超過	"	23.17	
		最低月額料金	1 契約 1 か月につき	228.96	
C	基本料金	1 kVA 1 か月につき	280.80		
	電力量料金	最初の120kWhまで	1 kWhにつき	17.54	
		120kWh超過300kWhまで	"	21.70	
		300kWh超過	"	23.17	

()消費税法及び地方税法上の経過措置にもとづき，原則として平成26年4月の検針日以降のご使用分から適用。

(消費税等込み早収料金)

料金種別		単位	単価(円)	
公衆街路灯	需要家料金	1 契約	1 か月につき 48.60	
	電灯料金	20Wまで	1 灯	1 か月につき 99.79
		20W超過 40Wまで	"	163.94
		40W " 60W "	"	228.10
		60W " 100W "	"	356.40
		100W " 100Wまでごとに	"	356.40
	小型機器料金	50VAまで	1 機器	1 か月につき 168.48
		50VA超過 100VAまで	"	264.60
		100VA " 100VAまでごとに	"	264.60
	B	基本料金	1 kVA	1 か月につき 253.80
電力量料金		1 kWhにつき	15.94	
最低月額料金		1 契約	1 か月につき 206.28	
低圧電力	基本料金	1 kW	1 か月につき 1,123.20	
	電力量料金	1 kWhにつき	夏季 12.63	
その他季 11.48				

- (注) 1 上記料金のほか、臨時電灯、臨時電力、農事用電力がある。
2 遅収料金は、早収料金を3パーセント割増ししたものとする。
3 単位欄の「夏季」とは、毎年7月1日から9月30日までの期間をいい、「その他季」とは、毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいう。

(イ) 選択約款

a 時間帯別電灯

(消費税等込み早収料金)

料金種別		単位	単価(円)
基本料金	契約容量が6kVA以下の場合	1 契約	1 か月につき 1,296.00
	契約容量が6kVA超過の場合 最初の10kVAまで 10kVA超過分より	1 契約 1 kVAにつき	1 か月につき 1,944.00 280.80
電力量料金	昼間時間	最初の90kWhまで	1 kWhにつき 21.29
		90kWh超過230kWhまで	" 26.28
		230kWh超過	" 28.11
	夜間時間	"	9.60
5時間通電機器割引額		総容量	1 kVAにつき 237.60
通電制御型蓄熱式機器割引額		"	183.60
最低月額料金		1 契約	1 か月につき 324.00

b 3時間帯別電灯

(消費税等込み早収料金)

料金種別		単位		単価(円)
基本料金	契約容量が6kVA以下の場合	1契約	1か月につき	1,512.00
	契約容量が6kVA超過の場合 最初の10kVAまで	1契約	1か月につき	2,160.00
	10kVA超過分より	1kVAにつき		280.80
電力量料金	昼間時間	1kWhにつき		32.32
	軽負荷時間	"		21.84
	夜間時間	"		9.60
5時間通電機器割引額		総容量	1kVAにつき	237.60
通電制御型蓄熱式機器割引額		"		183.60
全電化住宅割引率(%)		1契約	1か月につき	5
全電化住宅割引上限額		"		2,160.00
最低月額料金		"		324.00

c 低圧季節別時間帯別電力

(消費税等込み早収料金)

料金種別		単位		単価(円)
基本料金	最初の3kWまで	1契約	1か月につき	3,564.00
	3kW超過分より	1kWにつき		1,123.20
電力量料金	昼間時間	1kWhにつき	夏季	13.32
			その他季	12.11
	夜間時間	1kWhにつき		9.60

d 低圧高利用契約

(消費税等込み早収料金)

料金種別		単位		単価(円)
基本料金		1kW	1か月につき	1,344.60
電力量料金	1kWhにつき	夏季		15.22
		その他季		13.83

e 低圧深夜電力

(消費税等込み早収料金)

料金種別		単位		単価(円)
A	定額料金	1契約	1か月につき	1,137.24
B	基本料金	1kW	1か月につき	302.40
	電力量料金	1kWhにつき		9.60
	通電制御型夜間蓄熱式機器割引額			低圧深夜電力Bで算定された金額の15%

f 第2 深夜電力

(消費税等込み早収料金)

料金種別	単位	単価(円)
基本料金	1 kW 1 か月につき	194.40
電力量料金	1 kWhにつき	8.39

g 沸増型電気温水器契約

(消費税等込み早収料金)

料金種別	単位	単価(円)
基本料金	1 kVA 1 か月につき	378.00
電力量料金	沸増時間	1 kWhにつき 21.84
	夜間時間	" 9.60
夜間時間通電制御型電気温水器割引額	総容量 1 kVAにつき	183.60
最低月額料金	1 契約 1 か月につき	324.00

h 融雪用電力

(消費税等込み早収料金)

料金種別	単位	単価(円)
基本料金	最初の3月まで	1 kW 1 か月につき 2,068.20
	3月超過分より	" 577.80
電力量料金	1 kWhにつき	11.29

(注) 1 上記 a ~ h の料金のほか、口座振替初回落とし割引、低圧蓄熱調整契約がある。

2 遅収料金は、早収料金を3パーセント割増ししたものとす。

3 単位欄の「夏季」とは、毎年7月1日から9月30日までの期間をいい、「その他季」とは、毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいう。

(ウ) 燃料費調整

a 燃料費調整単価

平均燃料価格が29,500円/kIを下回る場合	$\text{燃料費調整単価} = \frac{\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}}{1,000} \times \text{bの基準単価}$
平均燃料価格が29,500円/kIを上回り、かつ44,300円/kI以下の場合	$\text{燃料費調整単価} = \frac{\text{平均燃料価格} - 29,500}{1,000} \times \text{bの基準単価}$
平均燃料価格が44,300円/kIを上回る場合	$\text{燃料費調整単価} = \frac{44,300 - 29,500}{1,000} \times \text{bの基準単価}$

b 基準単価

(a) 定額制供給の場合

(消費税等込み)

料金種別			単位		基準単価(円)
定額電灯・公衆街路灯A	電灯	20Wまで	1灯	1か月につき	1.501
		20W超過 40Wまで		"	3.003
		40W " 60W "		"	4.505
		60W " 100W "		"	7.508
		100W " 100Wまでごとに		"	7.508
小型機器	50VAまで	50VA超過 100VAまで	1機器	1か月につき	2.243
				"	4.485
				"	4.485
低圧深夜電力A			1契約	1か月につき	19.332

(b) 従量制供給の場合

(消費税等込み)

料金種別	単位	基準単価(円)
主な契約種別		
(電気供給約款) 従量電灯, 公衆街路灯B, 低圧電力 (選択約款) 時間帯別電灯, 3時間帯別電灯, 低圧季節別時間帯別電力, 低圧高利用契約, 低圧深夜電力B, 第2深夜電力, 沸増型電気温水器契約, 融雪用電力	1 kWhにつき	0.193

c 燃料費調整の適用時期

平均燃料価格の算定対象期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は, 翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

なお、平成26年度の4月分から5月分の燃料費調整単価の実績は、下記のとおりである。

(a) 定額制供給の場合

(消費税等込み)

料金種別			単位		燃料費調整単価(円)		
					平成26年		
					4月分	5月分()	
定額電灯・公衆街路灯A	電灯	20Wまで	1灯	1か月につき	22.21 (21.61)	22.21	
		20W超過 40Wまで		"	44.44 (43.22)	44.44	
		40W " 60W "		"	66.67 (64.82)	66.67	
		60W " 100W "		"	111.12 (108.04)	111.12	
		100W " 100Wまでごとに		"	111.12 (108.04)	111.12	
	小型機器	50VAまで	1機器	1か月につき	33.20 (32.28)	33.20	
		50VA超過 100VAまで		"	66.38 (64.54)	66.38	
		100VA " 100VAまでごとに		"	66.38 (64.54)	66.38	
	低圧深夜電力A			1契約	1か月につき	286.11 (278.17)	286.11

(b) 従量制供給の場合

(消費税等込み)

料金種別		単位		燃料費調整単価(円)	
				平成26年	
				4月分	5月分()
主な契約種別					
(電気供給約款) 従量電灯, 公衆街路灯B, 低圧電力 (選択約款) 時間帯別電灯, 3時間帯別電灯, 低圧季節別時間帯別電力, 低圧高利用契約, 低圧深夜電力B, 第2深夜電力, 沸増型電気温水器契約, 融雪用電力		1 kWhにつき		2.86 (2.78)	2.86

()平成26年5月1日実施の料金改定を行っているため、5月分(4月検針日から5月検針日前日までの期間)については、平成26年4月30日までのご使用分に適用する単価を記載。

(注)()内は、消費税法及び地方税法上の経過措置の適用を受ける場合の燃料費調整単価を記載。

電気供給約款及び選択約款（平成26年5月1日より）

(ア) 電気供給約款

(消費税等込み)

料金種別		単位	単価（円）		
定額電灯	需要家料金	1 契約 1 か月につき	54.00		
	電灯料金	20Wまで	1 灯 1 か月につき	137.38	
		20W超過 40Wまで	"	235.87	
		40W " 60W "	"	334.37	
		60W " 100W "	"	531.36	
		100W " 100Wまでごとに	"	531.36	
小型機器料金	50VAまで	1 機器 1 か月につき	230.04		
	50VA超過 100VAまで	"	380.16		
	100VA " 100VAまでごとに	"	380.16		
従量電灯	A	最低料金	1 か月 最初の8 kWhまで	253.80	
		電力量料金	上記超過 1 kWhにつき	20.68	
	B	基本料金	10A	1 契約 1 か月につき	280.80
			15A	"	421.20
			20A	"	561.60
			30A	"	842.40
			40A	"	1,123.20
			50A	"	1,404.00
			60A	"	1,684.80
	電力量料金	最初の120kWhまで	1 kWhにつき	20.68	
		120kWh超過300kWhまで	"	25.08	
		300kWh超過	"	27.97	
		最低月額料金	1 契約 1 か月につき	253.80	
C	基本料金	1 kVA 1 か月につき	280.80		
	電力量料金	最初の120kWhまで	1 kWhにつき	20.68	
		120kWh超過300kWhまで	"	25.08	
		300kWh超過	"	27.97	

(消費税等込み)

料金種別		単位	単価(円)	
公衆街路灯	需要家料金	1 契約 1 か月につき	48.60	
	電灯料金	20Wまで	1 灯 1 か月につき	128.74
		20W超過 40Wまで	"	221.83
		40W " 60W "	"	314.93
		60W " 100W "	"	501.12
		100W " 100Wまでごとに	"	501.12
	小型機器料金	50VAまで	1 機器 1 か月につき	211.68
		50VA超過 100VAまで	"	351.00
		100VA " 100VAまでごとに	"	351.00
	B	基本料金	1 kVA 1 か月につき	253.80
電力量料金		1 kWhにつき	19.67	
最低月額料金		1 契約 1 か月につき	236.52	
低圧電力	基本料金	1 kW 1 か月につき	1,123.20	
	電力量料金	1 kWhにつき	夏季	16.73
その他季			15.21	

- (注) 1 上記料金のほか、臨時電灯、臨時電力、農事用電力がある。
2 単位欄の「夏季」とは、毎年7月1日から9月30日までの期間をいい、「その他季」とは、毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいう。

(イ) 選択約款

a 時間帯別電灯

(消費税等込み)

料金種別		単位	単価(円)	
基本料金	契約容量が6kVA以下の場合	1 契約 1 か月につき	1,296.00	
	契約容量が6kVA超過の場合 最初の10kVAまで	1 契約 1 か月につき	1,944.00	
		10kVA超過分より	1 kVAにつき	280.80
電力量料金	昼間時間	最初の90kWhまで	1 kWhにつき	24.16
		90kWh超過230kWhまで	"	29.32
		230kWh超過	"	32.40
	夜間時間	"	13.45	
5時間通電機器割引額		総容量 1 kVAにつき	172.80	
通電制御型蓄熱式機器割引額		"	151.20	
最低月額料金		1 契約 1 か月につき	348.84	

b 3時間帯別電灯

(消費税等込み)

料金種別		単位		単価(円)
基本料金	契約容量が6kVA以下の場合	1契約	1か月につき	1,512.00
	契約容量が6kVA超過の場合 最初の10kVAまで	1契約	1か月につき	2,160.00
	10kVA超過分より	1kVAにつき		280.80
電力量料金	昼間時間	1kWhにつき		35.61
	軽負荷時間	"		25.43
	夜間時間	"		13.45
5時間通電機器割引額		総容量	1kVAにつき	172.80
通電制御型蓄熱式機器割引額		"		151.20
全電化住宅割引率(%)		1契約	1か月につき	5
全電化住宅割引上限額		"		2,160.00
最低月額料金		"		348.84

c ピークシフト電灯

(消費税等込み)

料金種別		単位		単価(円)
基本料金	契約容量が6kVA以下の場合	1契約	1か月につき	1,296.00
	契約容量が6kVA超過の場合 最初の10kVAまで	1契約	1か月につき	1,944.00
	10kVA超過分より	1kVAにつき		280.80
電力量料金	ピーク時間	1kWhにつき		57.46
	昼間時間	最初の90kWhまで		"
		90kWh超過230kWhまで		"
		230kWh超過		"
	夜間時間	"		13.45
5時間通電機器割引額		総容量	1kVAにつき	172.80
通電制御型蓄熱式機器割引額		"		151.20
最低月額料金		1契約	1か月につき	348.84

d 低圧季節別時間帯別電力

(消費税等込み)

料金種別		単位		単価(円)
基本料金	最初の3kWまで	1契約	1か月につき	3,564.00
	3kW超過分より	1kWにつき		1,123.20
電力量料金	昼間時間	1kWhにつき	夏季	17.67
			その他季	15.78
	夜間時間	1kWhにつき		13.45

e 低圧高利用契約

(消費税等込み)

料金種別		単位		単価(円)
基本料金		1 kW	1 か月につき	1,344.60
電力量料金	1 kWhにつき	夏季		19.61
		その他季		17.83

f 低圧深夜電力

(消費税等込み)

料金種別		単位		単価(円)
A	定額料金	1 契約	1 か月につき	1,521.72
B	基本料金	1 kW	1 か月につき	302.40
	電力量料金	1 kWhにつき		13.45
	通電制御型夜間蓄熱式機器割引額			低圧深夜電力Bで算定された金額の12%

g 第2深夜電力

(消費税等込み)

料金種別		単位		単価(円)
基本料金		1 kW	1 か月につき	194.40
電力量料金		1 kWhにつき		12.27

h 沸増型電気温水器契約

(消費税等込み)

料金種別		単位		単価(円)
基本料金		1 kVA	1 か月につき	378.00
電力量料金	沸増時間	1 kWhにつき		25.43
	夜間時間	"		13.45
夜間時間通電制御型電気温水器割引額		総容量	1 kVAにつき	151.20
最低月額料金		1 契約	1 か月につき	348.84

i 融雪用電力

(消費税等込み)

料金種別		単位		単価(円)
基本料金	最初の3月まで	1 kW	1 か月につき	2,068.20
	3月超過分より	"		577.80
電力量料金		1 kWhにつき		15.07

(注) 1 上記 a ~ i の料金のほか、口座振替初回引落とし割引、低圧蓄熱調整契約がある。

2 単位欄の「夏季」とは、毎年7月1日から9月30日までの期間をいい、「その他季」とは、毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいう。

(ウ) 燃料費調整

a 燃料費調整単価

平均燃料価格が45,900円 / kIを下回る場合	燃料費調整単価 = $\frac{\text{基準燃料価格}}{(45,900\text{円} - \text{平均燃料価格})} \times$	$\frac{\text{bの基準単価}}{1,000}$
平均燃料価格が45,900円 / kIを上回り、かつ68,900円 / kI以下の場合	燃料費調整単価 = $\frac{\text{基準燃料価格}}{(\text{平均燃料価格} - 45,900\text{円})} \times$	$\frac{\text{bの基準単価}}{1,000}$
平均燃料価格が68,900円 / kIを上回る場合	燃料費調整単価 = $\frac{\text{基準燃料価格}}{(68,900\text{円} - 45,900\text{円})} \times$	$\frac{\text{bの基準単価}}{1,000}$

b 基準単価

(a) 定額制供給の場合

(消費税等込み)

料金種別		単位	基準単価(円)
定額電灯・公衆街路灯A	20Wまで	1 灯 1 か月につき	1.779
	20W超過 40Wまで	" "	3.558
	40W " 60W "	" "	5.335
	60W " 100W "	" "	8.893
	100W " 100Wまでごとに	" "	8.893
小型機器	50VAまで	1 機器 1 か月につき	2.656
	50VA超過 100VAまで	" "	5.313
	100VA " 100VAまでごとに	" "	5.313
低圧深夜電力A		1 契約 1 か月につき	22.896

(b) 従量制供給の場合

(消費税等込み)

料金種別	単位	基準単価(円)
主な契約種別		
(電気供給約款) 従量電灯, 公衆街路灯B, 低圧電力 (選択約款) 時間帯別電灯, 3時間帯別電灯, ピークシフト電灯, 低圧季節別時間帯別電力, 低圧高利用契約, 低圧深夜電力B, 第2深夜電力, 沸増型電気温水器契約, 融雪用電力	1 kWhにつき	0.229

c 燃料費調整の適用時期

平均燃料価格の算定対象期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

なお、平成26年度の5月分から6月分の燃料費調整単価の実績は、下記のとおりである。

(a) 定額制供給の場合

(消費税等込み)

料金種別			単位		燃料費調整単価(円)	
					平成26年	
					5月分()	6月分
定額電灯・公衆街路灯A	電灯	20Wまで	1灯	1か月につき	5.34	6.05
		20W超過 40Wまで			10.67	12.10
		40W " 60W "			16.01	18.14
		60W " 100W "			26.68	30.24
		100W " 100Wまでごとに			26.68	30.24
小型機器	A	50VAまで	1機器	1か月につき	7.97	9.03
		50VA超過 100VAまで			15.94	18.06
		100VA " 100VAまでごとに			15.94	18.06
低圧深夜電力A			1契約	1か月につき	68.69	77.85

(b) 従量制供給の場合

(消費税等込み)

料金種別		単位		燃料費調整単価(円)	
				平成26年	
				5月分()	6月分
主な契約種別		1 kWhにつき	0.69	0.78	
(電気供給約款) 従量電灯, 公衆街路灯B, 低圧電力 (選択約款) 時間帯別電灯, 3時間帯別電灯, ピークシフト電灯, 低圧季節別時間帯別電力, 低圧高利用契約, 低圧深夜電力B, 第2深夜電力, 沸増型電気温水器契約, 融雪用電力					

()平成26年5月1日実施の料金改定を行っているため、5月分(4月検針日から5月検針日前日までの期間)については、平成26年5月1日以降のご使用分に適用する単価を記載。

イ 電気料金制度に関する変更

平成26年5月1日実施の電気供給約款及び選択約款において、電気料金制度に関して主に次の変更を行った。

- (ア) お客様のご意見・ご要望を踏まえた「早遅収料金制度」の廃止及び「延滞利息制度」の導入
- (イ) お客様にお選びいただけるメニューとして「ピークシフト電灯」を新規に設定
- (ウ) 各種割引制度の新規加入停止

	対象契約種別	新規加入停止時期
全電化住宅割引	3時間帯別電灯	平成28年4月1日
5時間通電機器割引	時間帯別電灯, 3時間帯別電灯, ピークシフト電灯	平成27年4月1日
通電制御型蓄熱式機器割引	時間帯別電灯, 3時間帯別電灯, ピークシフト電灯, 低圧深夜電力B, 沸増型電気温水器契約	平成27年4月1日
第2深夜電力(注)		平成27年4月1日

(注)本契約種別の新規適用を廃止。

(6) 主要な設備

当第1四半期連結累計期間において、主要な設備に重要な異動はない。また、主要な設備の前連結会計年度末における計画に著しい変更はない。

なお、前連結会計年度末において計画中であった主要な設備の当第1四半期連結累計期間における完成分は次のとおりである。

電気事業

(電源)

水力

地点名	出力(千kW)	着工	運転開始
徳山2号	22.4	平成20/9	平成26/5

火力

地点名	出力(千kW)	着工	運転開始
上越2号系列(2-2号)	575.68	平成22/2	平成26/5

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,190,000,000
計	1,190,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年8月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	758,000,000	758,000,000	東京証券取引所市場第一部 名古屋証券取引所市場第一部	単元株式数は100株 である。
計	758,000,000	758,000,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし

(5) 【発行済株式総数，資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年4月1日～ 平成26年6月30日		758,000,000		430,777		70,689

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため，記載事項はない。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が把握できず、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしている。

【発行済株式】

平成26年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 303,300		
	(相互保有株式) 普通株式 106,900		
完全議決権株式(その他)	普通株式 753,268,900	7,532,688	
単元未満株式	普通株式 4,320,900		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	758,000,000		
総株主の議決権		7,532,688	

(注)「完全議決権株式(その他)」の「株式数」欄には、証券保管振替機構名義の株式2,800株及び株主名簿上は当社名義となっているが実質的に所有していない株式100株を含めて記載している。また、「議決権の数」欄には、証券保管振替機構名義の株式に係る議決権の数28個を含めて記載している。ただし、株主名簿上は当社名義となっているが実質的に所有していない株式に係る議決権の数1個は含まれていない。

【自己株式等】

平成26年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 中部電力株式会社	名古屋市東区東新町1番地	303,300		303,300	0.04
(相互保有株式) 東海コンクリート工業 株式会社	三重県いなべ市大安町 大井田2250番地	106,900		106,900	0.01
計		410,200		410,200	0.05

2 【役員】の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において、役員の変動はない。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年8月10日内閣府令第64号)に準拠し「電気事業会計規則」(昭和40年6月15日通商産業省令第57号)に準じて作成している。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)及び第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の四半期レビューを受けている。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
資産の部		
固定資産	4,778,483	4,748,408
電気事業固定資産	3,243,960	3,323,396
水力発電設備	244,992	311,882
汽力発電設備	665,629	693,082
原子力発電設備	194,876	190,858
送電設備	821,193	813,463
変電設備	411,637	412,817
配電設備	784,140	781,231
業務設備	114,338	113,070
その他の電気事業固定資産	7,150	6,989
その他の固定資産	222,051	222,041
固定資産仮勘定	291,894	196,824
建設仮勘定及び除却仮勘定	291,894	196,824
核燃料	245,097	244,285
装荷核燃料	40,040	40,040
加工中等核燃料	205,057	204,245
投資その他の資産	775,480	761,860
長期投資	201,536	198,291
使用済燃料再処理等積立金	204,946	199,067
退職給付に係る資産	14,721	3,537
繰延税金資産	256,579	256,415
その他	99,059	105,865
貸倒引当金(貸方)	1,363	1,317
流動資産	1,003,696	972,878
現金及び預金	140,573	135,566
受取手形及び売掛金	230,209	242,284
短期投資	414,090	348,588
たな卸資産	120,335	138,765
繰延税金資産	22,815	21,759
その他	76,965	87,266
貸倒引当金(貸方)	1,294	1,352
合計	5,782,180	5,721,287

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
負債及び純資産の部		
固定負債	3,352,094	3,265,757
社債	698,587	648,589
長期借入金	1,922,809	1,874,000
使用済燃料再処理等引当金	221,922	218,850
使用済燃料再処理等準備引当金	15,405	15,559
原子力発電所運転終了関連損失引当金	22,768	22,768
退職給付に係る負債	200,455	196,007
資産除去債務	191,255	191,614
その他	78,890	98,367
流動負債	987,505	1,010,834
1年以内に期限到来の固定負債	298,840	357,392
短期借入金	342,280	344,833
支払手形及び買掛金	146,278	154,717
未払税金	34,898	19,756
その他	165,206	134,135
特別法上の引当金	5,408	2,217
濁水準備引当金	5,408	2,217
負債合計	4,345,009	4,278,809
株主資本	1,355,886	1,364,348
資本金	430,777	430,777
資本剰余金	70,777	70,777
利益剰余金	854,923	863,395
自己株式	591	602
その他の包括利益累計額	45,179	42,836
その他有価証券評価差額金	27,011	28,547
繰延ヘッジ損益	3,518	5,372
為替換算調整勘定	19,048	17,432
退職給付に係る調整累計額	2,638	2,228
少数株主持分	36,104	35,292
純資産合計	1,437,171	1,442,477
合計	5,782,180	5,721,287

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
営業収益	623,305	723,179
電気事業営業収益	571,288	655,266
その他事業営業収益	52,016	67,912
営業費用	660,244	698,964
電気事業営業費用	608,210	633,186
その他事業営業費用	52,033	65,778
営業利益又は営業損失()	36,938	24,215
営業外収益	4,199	3,381
受取配当金	635	869
受取利息	1,207	1,180
持分法による投資利益	-	57
その他	2,356	1,273
営業外費用	13,572	12,499
支払利息	10,348	10,589
持分法による投資損失	375	-
その他	2,849	1,909
四半期経常収益合計	627,504	726,561
四半期経常費用合計	673,816	711,463
経常利益又は経常損失()	46,311	15,097
湯水準備金引当又は取崩し	5,147	3,191
湯水準備引当金取崩し(貸方)	5,147	3,191
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	41,164	18,289
法人税、住民税及び事業税	452	1,669
法人税等調整額	12,212	4,537
法人税等合計	11,759	6,206
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失()	29,404	12,082
少数株主利益	168	164
四半期純利益又は四半期純損失()	29,573	11,917

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失()	29,404	12,082
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	5,745	1,667
繰延ヘッジ損益	3,921	1,555
為替換算調整勘定	4,861	478
退職給付に係る調整額	-	250
持分法適用会社に対する持分相当額	4,976	1,430
その他の包括利益合計	19,504	2,048
四半期包括利益	9,900	10,034
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	10,671	9,645
少数株主に係る四半期包括利益	770	388

【注記事項】

(会計方針の変更等)

当第1四半期連結累計期間
(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)(以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)(以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準(一部の子会社はポイント基準)から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の算定方法を変更した。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第1四半期連結会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減している。

これにより、当第1四半期連結会計期間の期首の退職給付に係る負債が4,870百万円、退職給付に係る資産が11,670百万円、利益剰余金が3,445百万円それぞれ減少している。また、当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ110百万円増加している。

(四半期連結貸借対照表関係)

偶発債務

(1) 社債及び借入金に対する保証債務

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
日本原燃株式会社	122,532百万円	115,506百万円
従業員(住宅財形借入ほか)	83,549百万円	80,258百万円
日本原子力発電株式会社	38,095百万円	38,095百万円
MT Falcon Holdings Company,S.A.P.I.de C.V.	11,131百万円	10,967百万円
Ichthys LNG Pty Ltd.	8,982百万円	9,765百万円
Cordova Gas Resources Ltd.	1,918百万円	1,955百万円
バジャドリド発電会社	1,694百万円	1,669百万円
トランスバリュー信託株式会社	1,564百万円	1,564百万円
Gunkul Chubu Powergen Co.,Ltd.	1,220百万円	1,185百万円
メサイド発電会社	901百万円	888百万円
ラスラファンC事業会社	810百万円	798百万円
Phoenix Power Company SAOC	11,813百万円	

(2) 電力販売契約の履行などに対する保証債務

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
Phoenix Power Company SAOC	4,464百万円	4,396百万円
MT Falcon Holdings Company,S.A.P.I.de C.V.	4,156百万円	4,046百万円
株式会社常陸那珂ジェネレーション	1,890百万円	1,890百万円
バジャドリド発電会社	1,038百万円	1,023百万円
Phoenix Operation and Maintenance Company LLC	467百万円	460百万円
Q Power Q.S.C.	155百万円	153百万円
たはらソーラー合同会社	135百万円	135百万円
Ichthys LNG Pty Ltd.	196百万円	126百万円

(3) 接続供給契約に係る支払債務の履行などに対する連帯債務のうち、他の連帯債務者負担額

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
	1,893百万円	2,022百万円

(4) 社債の債務履行引受契約に係る偶発債務

次の社債については、金融商品に関する会計基準における経過措置を適用した債務履行引受契約を締結し、債務の履行を委任している。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
第400回社債(引受先 株式会社みずほ銀行)	48,260百万円	
第405回社債(引受先 株式会社みずほ銀行)	44,600百万円	44,600百万円
第406回社債(引受先 株式会社三菱東京UFJ銀行)	65,700百万円	65,700百万円
第407回社債(引受先 株式会社三菱東京UFJ銀行)	57,400百万円	57,400百万円
第408回社債(引受先 株式会社みずほ銀行)	54,560百万円	54,560百万円
第409回社債(引受先 株式会社みずほ銀行)	49,500百万円	49,500百万円
第410回社債(引受先 株式会社みずほ銀行)	29,000百万円	29,000百万円
第411回社債(引受先 株式会社みずほ銀行)	42,800百万円	42,800百万円
第412回社債(引受先 株式会社三菱東京UFJ銀行)	27,200百万円	27,200百万円
第413回社債(引受先 株式会社みずほ銀行)	32,800百万円	32,800百万円
第415回社債(引受先 株式会社三菱東京UFJ銀行)	63,800百万円	63,800百万円

(四半期連結損益計算書関係)

売上高又は営業費用に著しい季節的変動がある場合

前第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

当社グループの売上高に関しては、夏季と冬季の販売電力量が高い水準となる傾向にあるため、また、営業費用に関しては、発電所の修繕工事完了時期などの影響を受けるため、四半期ごとの業績に季節的変動がある。

当第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

当社グループの売上高に関しては、夏季と冬季の販売電力量が高い水準となる傾向にあるため、また、営業費用に関しては、発電所の修繕工事完了時期などの影響を受けるため、四半期ごとの業績に季節的変動がある。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
減価償却費	66,538百万円	66,727百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月26日 定時株主総会	普通株式	18,943	25	平成25年3月31日	平成25年6月27日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

配当金支払額

該当事項なし

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結損益 計算書計上額 (注3)
	電気事業	エネルギー事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	571,288	16,374	587,663	35,641	623,305		623,305
セグメント間の内部 売上高又は振替高	436	65	502	76,879	77,382	77,382	
計	571,725	16,440	588,165	112,521	700,687	77,382	623,305
セグメント利益又は セグメント損失()	38,296	1,006	39,303	2,243	37,060	121	36,938

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、海外エネルギー事業、その他の連結子会社等を含んでいる。

2 セグメント利益又はセグメント損失()の調整額121百万円には、セグメント間取引消去151百万円が含まれている。

3 セグメント利益又はセグメント損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失()と調整を行っている。

当第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結損益 計算書計上額 (注3)
	電気事業	エネルギー事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	655,266	28,113	683,380	39,799	723,179		723,179
セグメント間の内部 売上高又は振替高	438	617	1,056	70,881	71,937	71,937	
計	655,705	28,730	684,436	110,681	795,117	71,937	723,179
セグメント利益	20,694	477	21,172	2,539	23,711	504	24,215

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、海外エネルギー事業、その他の連結子会社等を含んでいる。

2 セグメント利益の調整額504百万円には、セグメント間取引消去279百万円が含まれている。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

2 報告セグメントの変更等に関する事項

「会計方針の変更」に記載のとおり、「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日）（以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日）（以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準（一部の子会社はポイント基準）から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の算定方法を変更した。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第1四半期連結会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減している。

これにより、当第1四半期連結累計期間の電気事業のセグメント利益が94百万円増加し、エネルギー事業のセグメント利益が0百万円増加し、その他のセグメント利益が15百万円増加している。

（1株当たり情報）

1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額 又は四半期純損失金額()	39.03円	15.73円
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額 又は四半期純損失金額()	29,573百万円	11,917百万円
普通株主に帰属しない金額		
普通株式に係る四半期純利益金額 又は四半期純損失金額()	29,573百万円	11,917百万円
普通株式の期中平均株式数	757,665千株	757,607千株

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

（重要な後発事象）

当第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

当社設備に係る不具合事象について、契約の相手方と協議を進めていたが、平成26年7月31日に、相手方から解決金等を受領することにより解決する方針を決定した。

これに伴い、第2四半期に28,427百万円の特別利益を計上する見込みである。

2 【その他】

該当事項なし

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 8月12日

中部電力株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	横井	康
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柴田	光明
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中村	哲也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岸田	好彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている中部電力株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、中部電力株式会社及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、会社設備に係る不具合事象について、契約の相手方と協議を進めていたが、平成26年7月31日に、相手方から解決金等を受領することにより解決する方針を決定した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。